

宿 泊 約 款

第1条 (適用範囲)

1. ホテルが宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとします。
2. 当ホテルが、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

第2条 (宿泊契約の申込み)

1. 当ホテルに宿泊契約の申し込みをしようとする者は、次の事項を当ホテルに申し出ていただきます。

- (1)宿泊者名
 - (2)宿泊日及び到着予定時刻
 - (3)宿泊料金 (原則として別表第1の基本宿泊料による。)
 - (4)その他当ホテルが必要と認める事項
2. 宿泊客が、宿泊中に前項第(2)号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当ホテルは、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申し込みがあったものとして処理します。

第3条 (宿泊契約の成立等)

1. 宿泊契約は、当ホテルが前条の申し込みを承諾したときに成立するものとします。ただし、当ホテルが承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。
2. 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間 (3日)を超えるときは3日間の基本宿泊料を限度として当ホテルが定める申込金を、当ホテルが指定する日までに、お支払いいただきます。
3. 申込金は、まず、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第6条及び第18条の規定を適用する事態が生じたときは、連約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば、第12条の規定による料金の支払いの際に返還します。
4. 第2項の申込金を同項の規定により当ホテルが指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。ただし、申込金の支払期日を指定するに当たり、当ホテルがその旨を宿泊客に告知した場面に限りません。

第4条 (申込金の支払いを要しないこととする特約)

1. 前条第2項の規定にかかわらず、当ホテルは、契約の成立後同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。
2. 宿泊契約の申し込みを承諾するに当たり、当ホテルが前条第2項の申込金の支払いを求めなかった場合及び当該申込金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

第5条 (宿泊契約締結の拒否)

1. 当ホテルは、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。
- (1)宿泊の申し込みが、この約款によらないとき。
- (2)清潔により客室の余裕がないとき。
- (3)宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をすおそれがあると認められるとき。
- (4)宿泊しようとする者が、伝染病者であると明らかに認められるとき。
- (5)宿泊しようとする者が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体又はその関係者、その他反社会的勢力 (以下「暴力団等反社会的勢力」という。) であると当ホテルが認めるとき。
- (6)宿泊しようとする者が暴力団又は暴力団員が専業活動を支配する法人その他の団体であると当ホテルが認めるとき。

(7)宿泊しようとする者が法人で、その役員のうち暴力団に該当する者のあるもの。

(8)宿泊しようとする者が他の宿泊者に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。

(9)宿泊しようとする者が当ホテル若しくはその従業員に対し、暴力的要求行為を行い、又は合理的範囲を超える負担を要求したとき。

(如)天災、施設故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。

(ハ)愛知県旅館業法施行条例の規程する場合に該当するとき。

第6条 (宿泊客の契約解除権)

1. 宿泊客は、当ホテルに申し出て、宿泊契約を解除することができます。
2. 当ホテルは、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合 (第3条第2項の規定により当ホテルが申込金の支払期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払いより前に宿泊客が宿泊契約を解除したときを除きます。) は、別表第2に掲げるところにより、連約金を申し受けます。ただし、当ホテルが第4条第1項の特約に応じた場合にあっては、その特約に応じるに当たって宿泊客が宿泊契約を解除したときの連約金を支払義務について、当ホテルが宿泊客に告知したときに限ります。
3. 当ホテルは、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の午後8時 (あらかじめ到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を2時間経過した時刻) になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

第7条 (当ホテルの契約解除権)

1. 当ホテルは、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。
 - (1)宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をすおそれがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき。
 - (2)宿泊客が伝染病者であると明らかに認められるとき。
 - (3)暴力団等反社会的勢力であるとき。
 - (4)暴力団又は暴力団員が専業活動を支配する法人その他の団体であるとき。
 - (5)法人でその役員のうち暴力団員に該当する者がいるとき。
 - (6)他の宿泊者に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
 - (7)当ホテル若しくはその従業員に対し、暴力的要求行為を行い、又は合理的範囲を超える負担を求められたとき。
 - (8)天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。
 - (9)愛知県旅館業法施行条例の規定する場合に該当したとき。
 - (如)客室での寝たばこ、消防用設備等に対するいたずら、その他当ホテルが定める利用規則の禁止事項 (火災予防上必要なものに限る。) に従わないとき。
2. 当ホテルが前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がいまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいたしません。

第8条 (宿泊の登録)

1. 宿泊客は、宿泊日当日、当ホテルのフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。
 - (1)宿泊客の氏名、年令、性別、住所及び職業
 - (2)外国人にあっては、国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日
 - (3)出発日及び出発予定時刻
 - (4)その他当ホテルが必要と認める事項
2. 宿泊客が第12条の料金の支払いを、旅行小切手、宿泊券、クレ

ゾットカード等、通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、予め前項の登録時にそれらを呈示し当ホテルの承認を得ていただきます。

第9条 (客室の使用時間)

1. 宿泊客が当ホテルの客室を使用できる時間は、午後3時から翌日正午12時までとします。ただし、連続して宿泊する場合には、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。
2. 当ホテルは、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。この場合には次に掲げる追加料金を申し受けます。

- | | |
|-----------|---------|
| (1)午後3時迄 | 室料金の30% |
| (2)午後6時迄 | 室料金の50% |
| (3)午後6時以降 | 室料金の全額 |

第10条 (利用規則の遵守)

宿泊客は、当ホテル内においては、当ホテルが定めてホテル内に掲示した利用規則に従っていただきます。

第11条 (営業時間)

1. 当ホテルの主な施設等の営業時間は次のとおりとし、その他の施設等の詳しい営業時間は備え付けパンフレット、各所の掲示、客室内のサービスデスクトリー等でご案内いたします。

別添の施設ご案内をご覧ください。

2. 必要やむを得ない場合には臨時に営業時間を変更することがあります。その場合には、適当な方法をもってお知らせいたします。

第12条 (料金の支払い)

1. 宿泊客が支払うべき宿泊料金等の内訳は、別表第1に掲げるところによります。
2. 前項の宿泊料金等の支払いは、日本国政府の定める指定通貨又は当ホテルが認めた旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等に代わり得る方法により、宿泊客の出発の際は当ホテルが請求した時フロントにおいて行っているさせていただきます。
3. 当ホテルが宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

第13条 (当ホテルの責任)

1. 当ホテルは、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当ホテルの責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。
2. 当ホテルは、万一の火災等に対処するため、旅館賠償責任保険に加入しております。

第14条 (契約した客室の提供ができないときの取扱い)

1. 当ホテルは、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設をあっ旋するものとします。
2. 当ホテルは、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設のあっ旋ができないときは、連約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できないことについて、当ホテルの責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

第15条 (寄託物等の取扱い)

1. 宿泊客がフロントにお預けになった物品又は現金並びに貴重品について、滅失、毀損等の損害が生じたときは、それが不可抗力である場合を除き、当ホテルは、その損害を賠償します。ただし、現金及び貴重品については、当ホテルがその種類及び価額の明告を求めた場合であって、宿泊客がそれを行わなかったときは、当

ホテルは15万円を限度としてその損害を賠償します。

2. 宿泊客が、当ホテル内にお持ちになった物品又は現金並びに貴重品であってフロントにお預けにならなかったものについて、当ホテルの故意又は過失により滅失、毀損等の損害が生じたときは、当ホテルは、その損害を賠償します。ただし、宿泊客からあらかじめ種類及び価額の明告のなかったものについては、当ホテルに故意又は重大な過失がある場合を除き、15万円を限度として当ホテルはその損害を賠償します。

第16条 (宿泊客の手荷物又は携帯品の保管)

1. 宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当ホテルに到着した場合は、その到着前に当ホテルが了解したときに限って責任をもって保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際お渡しします。
2. 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当ホテルに置き忘れられていた場合において、その所有者が判明したときは、当ホテルは、当該所有者に連絡をするともにその指示を求めるものとします。ただし、所有者の指示がない場合又は所有者が判明しないときは、発見日を含め7日間保管し、その後最寄りの警察署に届けます。
3. 前項の場合における宿泊客の手荷物又は携帯品の保管に関する当ホテルの責任は前条の規定に準ずるものとします。

第17条 (駐車場の責任)

宿泊客が当ホテルの駐車場をご利用になる場合、車両のキーの寄託の如何にかかわらず、当ホテルは場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理に当たり、当ホテルの故意又は過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。

第18条 (宿泊客の責任)

宿泊客の故意又は過失により当ホテルが損害を被ったときは、当該宿泊客は当ホテルに対し、その損害を賠償していただきます。

別表第1 宿泊料金等の内訳 (第2条第1項及び第12条第1項関係)

宿泊客が支払うべき総額	内 訳	
	宿泊料金	①基本宿泊料 (室料)
	追加料金	②飲食及びその他の料金
	税 金	消 費 税

備考 1. 税法が改定された場合は、その改定された規定によるものとします。

2. 基本宿泊料はフロントに掲示する料金表によりります。

別表第2 連約金 (第6条第2項関係)

契約解除の通知を受けた日	不泊			
	契約申込み人数	当日	前日	9日前
一般	14名まで	100%	80%	20%
団体	15名~99名	100%	80%	20%
	100名以上	100%	80%	20%

- (注) 1. %は、基本宿泊料に対する連約金の比率です。
2. 契約日数が短縮した場合は、その短縮日数にかかわらず、1日分(初日)の連約金を収受します。
 3. 団体客(15名以上)の一部について契約の解除があった場合、宿泊の10日前(その日より後に申し込みをお引き受けした場合にはそのお引き受けした日)における宿泊人数の10%(端数が出た場合には切り上げる。)にあたる人数については、連約金はいただきます。